

名高裁総第981号

令和6年12月9日

特定非営利活動法人 情報公開市民センター 御中

名古屋高等裁判所長官

司法行政文書不開示通知書

令和6年10月31日付け（同年11月7日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

令和3年4月から令和6年9月までの間に名古屋高裁が最高裁に提出した、裁判官昇給候補者名簿（最高裁宛の送り状を含む。）（津地裁所属の裁判官が含まれるものに限る。）

2 開示しないこととした理由

1の文書の存否を答えることは、不開示情報である個人識別情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第5条第1号に相当）及び公にすることにより、今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報（法第5条第6号ニに相当）を開示することになるので、その文書の存否を答えることはできない。

(注) この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。

(担当) 総務課 電話052(203)0198

名高裁総第982号

令和6年12月9日

特定非営利活動法人 情報公開市民センター 御中

名古屋高等裁判所長官

司法行政文書不開示通知書

令和6年11月1日付け（同月7日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

令和3年4月から令和3年9月までの間に名古屋高裁が最高裁に提出した、裁判官昇給候補者名簿（最高裁宛の送り状を含む。）（判事4号から判事3号への昇給に関するものが含まれているものに限る。）

2 開示しないこととした理由

1の文書の存否を答えることは、不開示情報である公にすることにより、今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第6号ニに相当）を開示することになるので、その文書の存否を答えることはできない。

(注) この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。

(担当) 総務課 電話052(203)0198

名高裁総第984号

令和6年12月9日

特定非営利活動法人 情報公開市民センター 御中

名古屋高等裁判所長官

司法行政文書不開示通知書

令和6年11月2日付け（同月7日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

令和3年4月から令和3年9月までの間に名古屋高裁が最高裁に提出した、裁判官昇給候補者名簿（最高裁宛の送り状を含む。）（判事3号から判事2号への昇給に関するものが含まれているものに限る。）

2 開示しないこととした理由

1の文書の存否を答えることは、不開示情報である公にすることにより、今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第6号ニに相当）を開示することになるので、その文書の存否を答えることはできない。

(注) この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。

(担当) 総務課 電話052(203)0198

名高裁総第986号

令和6年12月9日

特定非営利活動法人 情報公開市民センター 御中

名古屋高等裁判所長官

司法行政文書不開示通知書

令和6年11月3日付け（同月7日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

令和3年4月から令和3年9月までの間に名古屋高裁が最高裁に提出した、裁判官昇給候補者名簿（最高裁宛の送り状を含む。）（判事2号から判事1号への昇給に関するものが含まれているものに限る。）

2 開示しないこととした理由

1の文書の存否を答えることは、不開示情報である公にすることにより、今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第6号ニに相当）を開示することになるので、その文書の存否を答えることはできない。

(注) この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。

(担当) 総務課 電話052(203)0198

名高裁総第987号

令和6年12月9日

特定非営利活動法人 情報公開市民センター 御中

名古屋高等裁判所長官

司法行政文書不開示通知書

令和6年11月4日付け（同月7日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

令和3年10月から令和4年3月までの間に名古屋高裁が最高裁に提出した、裁判官昇給候補者名簿（最高裁宛の送り状を含む。）（判事4号から判事3号への昇給に関するものが含まれているものに限る。）

2 開示しないこととした理由

1の文書の存否を答えることは、不開示情報である公にすることにより、今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第6号ニに相当）を開示することになるので、その文書の存否を答えることはできない。

(注) この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。

(担当) 総務課 電話052(203)0198

名高裁總第988号

令和6年12月9日

特定非営利活動法人 情報公開市民センター 御中

名古屋高等裁判所長官

司法行政文書不開示通知書

令和6年11月5日付け（同月7日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

令和3年10月から令和4年3月までの間に名古屋高裁が最高裁に提出した、裁判官昇給候補者名簿（最高裁宛の送り状を含む。）（判事3号から判事2号への昇給に関するものが含まれているものに限る。）

2 開示しないこととした理由

1の文書の存否を答えることは、不開示情報である公にすることにより、今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第6号ニに相当）を開示することになるので、その文書の存否を答えることはできない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。

（担当）総務課 電話052（203）0198

名高裁総第989号

令和6年12月9日

特定非営利活動法人 情報公開市民センター 御中

名古屋高等裁判所長官

司法行政文書不開示通知書

令和6年11月6日付け（同月7日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

令和3年10月から令和4年3月までの間に名古屋高裁が最高裁に提出した、裁判官昇給候補者名簿（最高裁宛の送り状を含む。）（判事2号から判事1号への昇給に関するものが含まれているものに限る。）

2 開示しないこととした理由

1の文書の存否を答えることは、不開示情報である公にすることにより、今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第6号ニに相当）を開示することになるので、その文書の存否を答えることはできない。

(注) この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。

(担当) 総務課 電話052(203)0198